

茨城県報 第7171号

昭和58年8月25日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●木材業者等の登録(林政課).....	1
●換地計画の適当決定(農地管理課).....	2
●換地計画の決定(〃).....	2
●土地改良法に基づく換地処分(〃).....	2
●道路の区域変更(3件)(道路維持課).....	3
●県道路線の廃止(〃).....	4
●土地区画整理事業の決定(都市計画課).....	5
●都市計画道路の変更(〃).....	5
●土地区画整理組合理事の氏名及び住所(〃).....	6

公 告

●都市計画の図書の縦覧(都市計画課).....	6
●道路位置の指定(建築指導課).....	6

正 誤

●昭和58年7月14日付け茨城県報号外第177号中.....	7
●昭和58年7月21日付け茨城県報第7161号中.....	7

告 示

茨城県告示第1203号

茨城県木材業者等登録条例(昭和36年茨城県条例第6号)第5条第1項の規定により次の者を木材業者等として登録した。

昭和58年8月25日

茨城県知事 竹内 藤 男

木材業者登録

登録番号	登録年月日	住所(所在地)	氏名(代表者氏名)	商号(名称)	営業所又は工場		業種	備考
					所在地	名称		
5177	58.8.19	真壁郡関城町磯山1321	小田部直樹	(株)小田部工務店	住所に同じ	商号に同じ	木材	

製材業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
2098	57. 8. 1	東茨城郡茨城 町前田 1680-102	小野 武士	小野建設工業 (株)	住所に同じ	商号に同じ	製 材	変更前
		東茨城郡茨城 町前田 1680-102	小野 一男	小野建設工業 (株)	"	"	"	変更後

茨城県告示第1204号

昭和58年7月13日付けで認可申請のあつた柴高地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年8月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧の期間 昭和58年9月1日から昭和58年9月21日まで
- 縦覧の場所 美野里町役場

茨城県告示第1205号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業笠間地区第一工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年8月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧の期間 昭和58年9月1日から昭和58年9月21日まで
- 縦覧の場所 笠間市役所

茨城県告示第1206号

昭和58年1月8日付け農管指令第18号をもつて認可した稗原地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和58年8月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和58年 8 月 25 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和58年 8 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	道路の区域	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一 般 国 道 三 五 号	石岡市国府7丁目 494番4地先から 石岡市大字石岡字笠間道西 12240番54まで	旧	メートル 最大 27.00	メートル 3,430.00	
	最小 8.00				
	石岡市国府7丁目 494番4地先から 石岡市大字石岡字笠間道西 12240番54まで	新	最大 27.00	3,430.00	
	最小 8.00				
	石岡市国府7丁目 494番4地先から 石岡市大字柏原20番まで		最大 45.20	4,783.00	
	最小 12.40				
西茨城郡岩間町大字下郷 字室野309番1から	旧	最大 11.70	5,135.00		
最小 4.50					
西茨城郡友部町大字平町 字二沢1302番まで	新	最大 11.70 最小 4.50	5,135.00	同 上	
最大 45.00 最小 12.80	4,200.00				

茨城県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和58年 8 月 25 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和58年 8 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字笠間1357番4から 笠間市大字才木字ザル田 750番5まで	旧	メートル 最大 14.00	メートル 1,249.00	
		最小 6.50		
笠間市大字笠間1357番4から 笠間市大字才木字ザル田 750番5まで	新	最大 14.00	1,249.00	
		最小 6.50		
笠間市大字笠間1357番4から 笠間市大字金井字石崎18番2まで	新	最大 40.00	1,450.00	
		最小 8.00		

茨城県告示第1209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年8月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宇都宮笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字片庭字仏の山 1871番地先から 笠間市大字石井字古町1072番まで	旧	メートル 最大 77.70	メートル 5,365.00	
		最小 6.50		
笠間市大字片庭字仏の山 1871番地先から 笠間市大字笠間字寺前1301番まで	新	最大 77.70	6,417.00	旧石岡笠間線L=1052 mを本路線とするた めの区域変更
		最小 6.50		

茨城県告示第1210号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
その関係図面は、昭和58年8月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年8月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	路 線 名	起 終 点	重 要 な 地	備 考
17	石 岡 笠 間 線	石 岡 市		
		笠 間 市		

茨城県告示第1211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により下館結城都市計画土地区画整理事業（下岡崎土地区画整理事業）を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年 8 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により下館結城都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年 8 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 都市計画を変更する土地の区域

3・4・3 中島・新谷線

下館市大字下中山字上館野

下館市大字下岡崎字梶田，字北浦，字堂山，字宮北，字下久保田，字山通し，字南岡崎，
字南前，字境町

下館市大字西榎生字申内，字新谷

(2) 都市計画を追加する土地の区域

3・4・47 二木成・島線

下館市大字二木成字弁天，字前田，字二木成

下館市大字西榎生字新谷，字新谷西，字新谷東

下館市大字東榎生字大木下，字東榎生，字北荒匂，字新田東，字京塚向，字京塚

下館市大字下中山字下中山

下館市大字島字島

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1213号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第2項の規定に基づき大洗吹上土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和58年8月25日

茨城県知事 竹内 藤 男

職名	氏名	住所
理事	小野瀬 俊市	東茨城郡大洗町大貫町233番地
同	小野瀬 金太郎	東茨城郡大洗町大貫町233番地
同	小野瀬 久太郎	東茨城郡大洗町磯浜町2586番地
同	白土 政男	東茨城郡大洗町磯浜町5055番地の1
同	小野瀬 健児	東茨城郡大洗町磯浜町1014番地

公 告

●都市計画の図書の縦覧

土浦阿見都市計画公園の変更に伴い、千代田村から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年8月25日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
 - 2・2・201 逆西第一児童公園
 新治郡千代田村大字下稲吉字逆西
- 2 縦覧場所 茨城県土木部都市計画課

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年8月25日

茨城県知事 竹内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第319号	58. 8. 11	(株)八紘 (代) 大川 源一	鹿島郡鹿島町宮 中字三明神1927 番1	鹿島郡鹿島町大字宮中 字安崎784番3	メートル 4.00	メートル 34.80
" 第320号	"	堀江 留吉	" " 宮 中1917番2	" " " 字三明神1921番11	4.05	34.85

" 第321号	"	東日本開発 (株) (代) 塩入 かね	" " 宮 中2062番	" 大野村大字小山 字権淵山1115番29	6.00	93.70
境土木指令 第343号	58. 8. 12	三木建設(株) (代) 富田 吉信	古河市東本町 2丁目2番2号	猿島郡三和町大字尾崎 字越前3787-1, 3790 -1, 3794-3	6.28	73.30

正 誤

●昭和58年 7 月 14 日 付 け 茨 城 県 報 号 外 第 177 号 中 次 の と お り 誤 り が あ つ た の で 訂 正 す る 。

ページ	行	誤	正
2	上から 6	一級河川飯田川通常砂防工事	飯田川通常砂防工事

●昭和58年 7 月 21 日 付 け 茨 城 県 報 第 7161 号 中 次 の と お り 誤 り が あ つ た の で 訂 正 す る 。

ページ	行	誤	正
4	下から 1	字 尻 十 三 川	字 尻 ナ シ 川

★ 県政の総覧 —— 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2, 0 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所